

国民健康保険

■「限度額適用認定証」で高額な医療費の自己負担を軽減

医療費が高額になる場合は「限度額適用認定証」を利用すると、1つの医療機関で支払う自己負担限度額までで済みます。町国民健康保険被保険者で認定証が必要な人は、町住民生活課に申請してください。

自己負担限度額は、住民税の課税状況や所得などによって異なります。また、国民健康保険税の滞納があると認定証が発行できない場合がありますので、詳しくは町住民生活課までお問い合わせください。

- 申請に必要なもの
- ・国民健康保険被保険者証
- ・印かん

にき 額と 高な 費が 療り 医な



詳しくは町住民生活課にお問い合わせください

■入院中の食事代（標準負担額）の減額について

住民税非課税世帯の国保被保険者には、入院中の食事代の自己負担額が減額される制度があります。減額を受けるためには、認定申請を行い、発行された「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関へ提示することが必要です。減額認定後に入院日数が90日を超えた場合は、「長期入院」に該当し、再び申請することにより食事代の自己負担額がさらに減額されます。

- 申請に必要なもの
- ・国民健康保険被保険者証
- ・印かん

※長期入院の申請の場合は、認定証と90日以上入院が確認できるもの（医療費の領収証など）が必要です。

すでに発行されている平成28年度の「認定証」の有効期限は、7月31日（月）です。8月からは、平成29年度の住民税課税状況や所得などにより改めて判定します。8月1日（火）から申請を受け付けますので、入院中などで必要がある人は、町住民生活課へ申請してください。

町住民生活課 ☎096-234-1113（内線106）

社会福祉

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金



手続きは町福祉課まで

■第十回特別弔慰金の手続きについて

戦後70周年に当たり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として弔意の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給するものです。

今般の法改正による特別弔慰金については、償還額を年5万円に増額するとともに、5年ごとに国債を交付することとしています。

▶請求期間

平成30年4月2日（月）まで
※請求期間を過ぎると特別弔慰金を受け取ることができなくなりま
すのでご注意ください。

▶支給対象者

平成27年4月1日（基準日）に

において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

- ・戦没者等の死亡当時のご遺族で①平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- ②戦没者等の子
- ③戦没者等の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

- ④①から③以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪など）

▶支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

▶請求窓口

町福祉課

▶請求手続きがお済みの方へ

町福祉課で申請手続きを終えた特別弔慰金請求書類は、裁定審査を都道府県で行っています。国庫債券が届き次第、町福祉課から交付のご案内を送付しますので、今しばらくお待ちください。

町福祉課 ☎096-234-1114（内線144）

国民年金

国民年金の受給資格期間が短縮されます



詳しくは町住民生活課にお問い合わせください

■国民年金の受給資格期間が10年に短縮されます

平成29年8月1日（火）から、老齢基礎年金を受け取るために必要な期間（保険料納付済等期間）が、「25年」から「10年」に短縮されることになりました。これにより、これまで年金を受け取ることでできなかった方も年金が受給できる可能性があります。

対象となるのは、既に65歳以上の方で、年金を受け取るために必要な期間が10年以上ある方です。対象者には、日本年金機構から黄色の封筒で「年金請求書」が順次送付されます。

年金を受給するには、手続きが必要で、黄色の封筒が届いたら、請求書に必要事項をご記入の上、

必要書類を添えて、町住民生活課または年金事務所へお持ちください。

※年金事務所での手続きには、事前の予約が必要です。

●受給開始時期と年金額

請求の手続きが済んだ方は、平成29年9月分の年金が早くも10月にご指定の口座へ振り込まれます（以降、2か月分の年金が偶数月に支払われます）。

年金額は、年金保険料を納めた期間に応じて支給額が決まります。保険料を納めた期間が長ければ、それだけ年金額が多くなります。後納制度や任意加入により、年金額を増やせる場合もありますので、年金事務所へご相談ください。

●不審な電話にはご注意ください

年金請求書を送りする前に、日本年金機構からお電話をするとは一切ありません。また、電話で手数料などの金銭の支払いを求めることや、金融機関の口座をお聞きすることはありませんので、不審な電話にはご注意ください。

▼お問い合わせ先

熊本東年金事務所
096・367・2503

町住民生活課 ☎096-234-1113（内線104）

男女共同参画

■「男らしさ」「女らしさ」ってなに？

「男はこうあるべき」「女だから」などの思い込みや決め付けは、社会や文化の影響によってつくられた固定観念のひとつであり、時代や文化によって異なるものです。

固定観念による思い込みや決め付けがマイナスの感情と結び付くと偏見になり、ある特定の属性を有しているという理由だけで嫌ったり避けたりして、差別を生み出すことがあります。「子どものくせに」「年寄りの出る幕じゃない」「外国人のくせに」なども。皆さんの身の回りにはありませんか。自分自身を振り返ってみることも大切です。

固定観念にとらわれず、自分ら

男らしさと女らしさについて考えよう



固定観念にとらわれない生き方を

しい生き方を選んでいけるといいですね。

■女性のための法律相談を開催

くまもと県民交流館パレアでは、毎月1回、女性弁護士による無料法律相談を実施しています。相談は予約制です。また、弁護士への相談がスムーズにできるよう、ご予約の際に女性相談員が相談内容をお伺いします。

「夫が離婚に応じてくれない」「相続でもめている」など、解決のためには法律の知識が必要なトラブルもあります。法律相談の窓口を利用して、賢く解決を図りましょう。

▼日時

毎月第3土曜日・午後1時～午後4時

※曜日は変更になることがあります。

▼会場

くまもと県民交流館パレア相談室
（熊本市中央区手取本町8-9）

▼定員

5名

▼お申し込み・お問い合わせ先

県女性総合相談室
096・355・2223

町総務課 ☎096-234-1140（内線223）